

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院		
医療法人社団 グロリア会	埼玉県狭山市広瀬東 三丁目十四番地三号	
前田病院		